

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月27日（平成27年（行情）諮問第707号）

答申日：平成28年7月5日（平成28年度（行情）答申第177号）

事件名：特定の一部開示決定に係る異議申立てに関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「27. 5. 7付け防官文第7672号の決定に当たって、審査庁が『行政不服審査法』25条に基づき審理を行った記録の全て」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の7文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表の番号2欄に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 決裁・供覧（行政文書不開示決定通知書（平成24年3月30日付け防官文第4435号）による開示決定処分に係る異議申立てについて（2011. 8. 23－本本B521）内局発簡第7672号）

文書2 答申書の交付について（府情個第774号。平成27年3月11日）

文書3 意見照会

文書4 平成21年度 研究本部史（巻頭8枚目及び10枚目並びに本文123頁及び212頁ないし214頁）

文書5 諮問書（防官文第9551号。平成24年7月17日）

文書6 行政文書の開示の実施方法等申出書（平成24年4月7日）

文書7 根拠法令

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年7月17日付け防官文第11378号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「27. 5. 7付け防官文第7672号の決定に当たって、審査庁が『行政不服審査法』25条に基づき審理を行った記録の全て」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法10条の規定を適用して開示決定等期限を延長した上で、平成27年7月17日付け防官文第11378号により、法5条1号及び3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を

行った。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由は別表のとおりであり、法5条1号に該当する部分については、特定の個人を識別することができることから、同条3号に該当する部分については、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録のうち、文書7については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、残りの文書1ないし文書6については、PDFファイル形式であるが、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年11月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 審議
- ④ 平成28年6月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別件の開示請求に関連してなされた異議申立てに係る決定に当たって審理を行った文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書のうち別表に掲げる部分が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「27. 5. 7付け防官文第7672号の決定に当たって、審査庁が行政不服審査法25条に基づき審理を行った記録の全て」の開示を求めるものであり、「防官文第7672号」は、別件の開示請求に関連してなされた異議申立てに係る決定書の謄本の送付書（以下「送付書」という。）の文書番号であるので、原処分において当該決定書及び送付書に係る決裁文書である本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書のうち、文書7については、PDF形式以外の電磁的記録であり、その余の文書については、紙媒体をスキャナで読み取るなどしたPDF形式の電磁的記録であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書の内容は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、個人の氏名、住所、写真の顔部分、自衛隊員の俸給表上の職務の級等が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、氏名が開示されている又は一体として個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 幹部及び陸曹の昇任数に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、幹部及び陸曹の昇任数が記載されている。

当該部分は、別件開示請求において同様の情報が開示されており、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

イ 研究本部の組織等に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、研究本部の組織等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、研究本部の研究態勢及び能力が推察され、また個人を狙った不当な働き掛けが行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表の番号2欄に掲げる部分は、同条3号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	異議申立人の住所及び氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる。
	文書 4	巻頭 8 枚目及び 10 枚目の写真の一部及び職務の級	
		本文 1 2 3 頁の「ウ 事務官等」の一部	
	文書 5	不服申立人の氏名 開示請求者の氏名，郵便番号，住所及び電話番号 異議申立人の氏名，捺印，住所，郵便番号及び年齢	
文書 6	開示請求者の氏名，郵便番号，住所及び電話番号		
2	文書 4	本文 1 2 3 頁の「ア 自衛官」の一部	幹部及び陸曹の昇任数については，これを公にすることにより，研究開発業務の態勢が推察される。
3		本文 2 1 2 頁ないし 2 1 4 頁の研究本部編成表の一部	隊員の所属，役職，階級，氏名及び職種については，これを公にすることにより，研究命題を担当する隊員の階級・氏名等が明らかとなり，特定の個人を識別することができ，特定された個人を直接の対象とした不当な働き掛けが行われるおそれがあるとともに，研究開発業務の態勢が推測される。